平成２７年（フ）第７３９号
神戸市灘区水道筋２丁目33番地の１　906号、従前の住所神戸市灘区都通２丁目１番26―908号
破産者　武田　智久
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５８号
神戸市灘区鹿ノ下通２丁目２番12号　ピエール灘301号室
破産者　永田　健介（旧姓植田）
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６６号
神戸市垂水区城が山３丁目３番２号
破産者　シビル・エンジニアリングこと　元武　真也
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５５号
兵庫県姫路市林田町山田351番３　特別養護老人ホームしらさぎの里、住民票上の住所兵庫県姫路市田寺５丁目２番30号
破産者　坊垣しな子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９号
奈良県五條市居傳町465番地の102
破産者　河中　　保
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２３４号
徳島県名西郡神山町阿野字下地170番地　下地団地４棟0406号室、旧住所徳島県名西郡神山町阿野字歯ノ辻396番地１・徳島県海部郡海陽町高園字小林126―１
破産者　細谷　充昭
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０７号
北九州市小倉南区上吉田１―５―６、住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町新生町533番地
破産者　宮田　　晋
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０２号
北九州市小倉北区熊谷３丁目11番４号
破産者　田村　幸雄
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８９号
鹿児島県曽於市末吉町深川2466番地５
破産者　傳　章一郎
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
沖縄県沖縄市海邦２丁目20番37号
破産者　伊古　　均
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２４０号
沖縄県南城市知念字海野173番地
破産者　保久原京子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１７号
静岡県沼津市大岡646番地の１
破産者　田中　　誠
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
静岡県沼津市大岡646番地の１
破産者　田中ひろみ
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
静岡県沼津市新宿町８番地の７　1002、前住所静岡県沼津市市場町２番16―801号
破産者　稲葉佐知子
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
静岡県御殿場市萩原603番地の１　外山アパート202
破産者　窪田　勝彦
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６８２号
兵庫県西宮市松並町３番３―401号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１　パレ武庫川プルミエールⅣ118号
破産者　南　　孝司
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８３号
兵庫県宝塚市中山寺１丁目13番25号　メゾンド中山403、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１　パレ武庫川プルミエールⅣ118号
破産者　南　志津代
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―1002号
破産者　藤井　邦子
１　決定年月日　平成28年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係